

令和6年度福島県犯罪被害者等支援施策推進会議 議事概要

日時：令和6年7月30日（火） 午後1時30分～午後2時45分

場所：自治会館1階 消費生活センター研修室

1 出席者

(1) 福島県犯罪被害者等支援施策推進会議委員（敬称略） 8名

齊藤 恒一	ふくしま被害者支援センター 専務理事
酒井 芳子	福島県臨床心理士会 被害者支援委員会委員
生島 浩	福島大学 名誉教授
関 靖男	福島県社会福祉協議会 事務局長
高橋 有紀	福島大学行政政策学類 准教授
野口 まゆみ	福島県産婦人科医会 顧問
藤井 浩司	白河市生活防災課長
宮下 朋子	福島県弁護士会 犯罪被害者委員会委員

(2) 福島県

事務局	男女共生課長、男女共生課
関係機関	警察本部県民サービス課 教育庁高校教育課

2 男女共生課長あいさつ

安全に安心して暮らせる社会の実現は、全ての県民の願いである。しかしながら、依然として様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、直接的な被害だけではなく、この後、精神的にも経済的にも大きな負担を余儀なくされている。

犯罪被害者等を社会全体で支えていく意識は徐々に高まっており、国では、本年4月に、犯罪被害者を早期の段階から弁護士が一貫して支援をする犯罪被害者等支援弁護士制度の創設を盛り込んだ法改正が行われたほか、6月には、犯罪被害者等に支給する犯罪被害者給付金制度の見直しにより、最低額の引上げが行われるなど、支援の充実が図られているところ。

犯罪被害者等に必要とされる支援は、その方が置かれている状況により、多岐に渡るものであり、県としても、関係機関と連携・協力を図りながら、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、連携の強化と支援の更なる充実に努めてまいる考えである。

本日の会議では、犯罪被害者等支援計画の推進状況について御報告させていただき、犯罪被害者等支援を更に進めていくために、県が取り組むべきことや、皆様の団体に

おける取組などについて御意見等をいただきたいと考えている。

3 新委員紹介

新たに委員となった斉藤恒一委員及び藤井浩司委員を事務局から紹介した。

4 議題

(1) 犯罪被害者等支援施策の推進状況について（報告）

事務局から資料1、資料2、資料3及び資料5により、令和5年度の実績や令和6年度の実行予定等について、説明（略）。

(2) 今後の犯罪被害者等支援施策の推進に向けた取組について（意見交換）

（生島会長）

昨年の会議でもそうだが、私どもの共通認識として持っているこの被害者支援が地域生活支援として機能するためには、少なくとも市町村の条例と見舞金制度がワンセットでないときちんと機能しないということは、共通認識として持っていたと思っていた。だからこそ、県も一生懸命、各市町村へ指導いただいているようである。

そこで、条例が見舞金制度とワンセットということの意味づけをもう一度確認していきたいと思う。そうでないと、見舞金制度が出来ていけばそれでよいではないかというような声を聞くこともある。だからこそ、見舞金制度だけでとどまっている中核都市も幾つもある。

そういうことも含めて、市町村段階での条例と見舞金制度は、ワンセットでいかないと十分地域生活支援として機能しないのだということの再確認と、見舞金制度だけでもよいのかということに関しては、「そうではない」ということの説得力ある話をいただかないと先へ進まないと思っている。

（事務局）

犯罪被害者等の支援に係る、いわゆる特化条例と経済的支援の施策である見舞金制度について、県で、令和4年4月から条例施行と併せて見舞金制度を実施しているところ。

市町村においても、条例を策定されて取り組まれているところもあり、現在、23市町村で条例が制定されている。

条例の意義であるが、一つは犯罪被害者等支援を進めていくという一つのよりどころになっていくこと。

もう一つには、自治体として、犯罪被害者等支援を進めていくという姿勢を、地域住民の方に見える形でしっかりとお示しをするという二つの意義があると考えている。

犯罪被害者等支援を社会全体で支えていくという支援施策をしっかりと進めていく、また、その取組を広げていくという観点から、条例と経済的な支援としての見舞

金は非常に有効な施策である。その取組はしっかりと進めていきたいと考えている。
(生島会長)

「よりどころ」というのが曖昧。きちんと窓口があって、そこに係員がいて、係員がいるために予算も必要で、議会も通って初めて行政サービスとして、役所の業務になるということだと思う。それが、見舞金の要項さえ作ればよいということになってしまうと、ここから先は進展がない。「より一層理解を求める」という役所言葉で終わってしまえば、先へ進まない。そこは被害者支援施策が地域生活支援として進むかどうか、非常に問題意識として強く思っている。

(齊藤委員)

被害者支援という直接の相談支援を受けている組織なので、まず、現状については、相談支援件数は激増している。性犯罪が多く、SACRAふくしまの割合が80%を超えている。それだけ相談しやすくなったのだと思うが、その背景には、昨年来のジャニーズ問題のニュースがあるのかなと個人的に思っている。

実際の相談を受けている者たちからの報告を受けると、未就学児、小・中学生などの親からの相談や学校の先生からの相談、知的障がい者の相談などが増えてきているという現状にある。

そういった中でセンターの課題もたくさんある。その中でも重要なのは、その相談を受ける者の体制強化をしないといけないし、スキルアップをしていかないといけない。

常勤と非常勤の職員3名と、それに加えて、支援活動員が28名いる。この28名の方は、一般の県民の方がお手伝いをしたいと手を上げてくれた方で、理事長以下が面接をし、研修を受けていただいて、実際の相談を受けてもらう。しかし、ほぼ素人から始まるわけで、研修を受けているといってもスキルはまだまだ足りない。そのため、いろんな研修会に行ってもらったり、内部で事例研究をしたりしながら、スキルアップを図っているが、相談件数も激増しており、毎日研修ができるわけではないので、そういった方のスキルアップ、体制は強化しないといけない。そういった大きな課題になる。これについては委託先の県とこれから相談しながらやっていきたいと思う。

最後は、広報の関係。県民の方に理解をしてもらうというのは非常に重要なことだと思うが、県民の人はできるだけ犯罪とか被害とか、そういったものに触れたくない。自分の家族は安全でいたいので、色々な広報があるが、できるだけ耳に入れたくない。そういった中で、被害者支援の重要性を理解していただくためには、色々な工夫をした広報が必要になってくると思う。新聞も非常に有効だが、今は新聞を読まない方も増えてきているので、若者に対するSNSやテレビなどで広報していかないと、国民全体の理解を得るのは非常に厳しいのかなと感じている。今後も、検討しながら広報をも進めていきたいところ。

(生島会長)

相談員のボランティア性と専門性の問題、そして研修の充実。それから、広報で、新聞を読まない、テレビも見ない人も多く、これからSNSとかというのをどうやって使っていくかという話ですね。

(酒井委員)

相談を受けて思うのは、こんなに性被害が起こっているのかという驚きである。警察や被害者支援センターに来るのはごく一部だと思っている。できるだけ広報をして、相談しやすくしたいと思っている。

ただ、学校関係者や役所からの紹介というのがかなり多くなっており、これは幸いなことだと思っている。

一つ提案だが、こども未来局で、思春期相談マップを出されているが、被害者支援センターが入っていなかったのも、是非、入れていただけたらと思う。

二つ目に、精神科の病院で働いていて思うのが、不安はお母さんたち。もう我慢しきれなくて吐きそうだとか、家庭が崩壊し始めているかなとか思うケースが結構ある。あとは、ひきこもりが10年以上の30代40代で、お母さんが80歳近くという方々が病院につながったときに、病院だけで支援出来ないのも、公的機関と連携している。実際にやってみて思うのは、この連携が非常に大事。チームでやるということが効果的。市役所や訪問看護、ヘルパー事業所など、みんなでまとまって話し合いながら、どこかがキャッチしたとき、それを話して、早めに問題を把握することが、その家庭を安定化させるのに非常に役に立つと思っている。

三つ目は、虐待などにより養護施設で過ごした方が、養護施設を出なければならない年齢が来たときの問題だが、病院につながってしまうとか、虐待のトラブル等があり、安定した社会生活が出来ない方たちが結構いる。その人たちに対しても、元々いた施設の方や今住んでいるグループホームの方々と、チームで連携して話し合いをしている。それによって安定してきて、社会に一步出る力が出てくるなっているのを実感しているのも、問題をキャッチしたところが早く声を上げて、みんなでやっていけるのが効果的と思っている。

最後に、新たに被害者を生まないために、現在、再犯につながらないためにということで、出所してくる人たちを、事前に支援していくという取組が保護観察所など色々なところでやられている。そこに病院も加わるようになっていて、やはりチームでやっているが、性加害の再犯率が非常に高いっていうのはデータとして伺っていても、危ないという感じが非常にする。やってはいけないことだと伝えているが、月に1回みんなで話していく場面があるから、緊張して抑えているような感じがあり、続けていけないといけないと思っている。そのため、新たな被害者を出さないことも考えていけないといけないかなと思っている。

(生島会長)

現場で今、必ず言われるのが、多職種多機関連携ということで、医療や福祉の人たちがここでも集まっているが、県だと、やはりこども未来局に入ってもらいたいというのがあったし、教育は入っているが、肝心の医療が入ってない。具体的には、県立医大が入ってもらわないと進まない。

(関委員)

条例づくりの頃からずっと関わってきて、条例制定のときも、県の役割、責務は何なのかという議論をしたけれども、県は条例をつくったならば、見舞金なりそういったものを県民が等しく恩恵を受けられるようにしていく。県民に対しての支援、援助の水準は、県民に等しくあるべきだからこそ条例をつくったのだと思う。

ところが、蓋を開けてみたら、市町村が支給する場合に限り、県が市町村に補助するという構図に変わっていたのは大変残念ではない。要は、県民に対するいわゆる支援の水準にばらつきがあるということだと思う。それではいけない。

やはり被害に遭われた方の身になってみると、住んでいる市町村によって見舞金が出る出ないというのはあってはいけないことではないかなと思う。

今も災害で苦しんでいる方々がいらっしゃるわけけれども、私たちは、災害があったとしても、きちんと平等に支援をし、生活が立て直するまで、きちんと、全国的に社会福祉協議会では応援をしながらやっている。

是非、資料2の地図の白いところがなくなるようにきちんと働きかけを、1年間なら1年間の短期間できちんとやらないとまた担当者が代わって忘れ去られてしまう。早急に首長さんにも働きかけるなり、きちんとそれなりの施策、働きかけをやっていただきたいと思っている。

最後に、こういった取組状況だとか、事業一覧があるが、いっぱい書かれていて何がメインなのか、何が重点なのかわからない。それから、事業の評価が書いていない。きちんと、事業の評価をしないといけないし、施策として柱を4つつくって、その下に基本的な施策をつくった。必ず中心となる施策というものをつくらないといけないと思う。それがどうだったのかということにならないと、評価が出来ないと思う。5年度と6年度の事業が全く同じであっていいものなのか。5年度の評価がされてないからではないかと思う。そこを改善していただきたいと思う。

(高橋委員)

資料4のNo.5の条例と見舞金の件について、条例は諦めてもいいと読まれかねないが、趣旨としては、条例は今年度内に通すとなると既に条例案がないと、議会との関係で難しいというところで、条例を作るのに時間がかかるので、見舞金すら貰えないという状態になるのは好ましくない。今後、条例をつくっていくということを前提としつつも、見舞金の支給の制度、支給規則等であれば、そこまで時間はかからないであろうという観点から、せめて、支給の制度を今年度中に全市町村に行き渡らせるということを目指すべきではないかという思いで書いている。そのため、条例は要らな

いというわけではなく、あくまで条例をつくっている段階、これからつくろうとする市町村の中には、どうしても来年度中となってしまいうところもあると思うが、そういう市町村においても、せめて見舞金について、今年度中に支給する目処が立つような仕組みをつくるべきではないかということを思っている。そういう意味で、皆さんがおっしゃっているような、各市町村に条例が必要であるということは私自身も考えているところ。

もう1点は、福島県で2022年に県の総合計画を改定したが、ひと・暮らし・しごとの3本柱の中で、しごとが一番多くて、ひとが圧倒的に少ない。それが現在の福島県の現状なのかなと思う。震災以降、13年間、新産業の創出であったり、F-R-E-Iであったり、復興五輪であったりといった、復興マネー関連などについては、すごく頑張るけれども、ひとに関わる施策、特にその中でも人数的にも少なく、心情的にも声を上げづらい犯罪被害者の方であったり、立ち直ろうとしている加害者の方であったり、被害者の方といった一番弱い人たちの施策というのが恐らく県の施策全体の中で最下位中の最下位ぐらいに置かれているのではないかと感じている。

本来、地方自治法では、住民に身近な行政をやっていくのが都道府県や市町村の業務だと書いてあるし、そういう意味で、復興庁や経済産業省からお金をもらうのが県庁の仕事ではなく、その足元にいる一番声を上げづらい人たちの声をすくい上げていくというのが本来あるべき姿だと思っている。また、弱者に寄り添うって意味でも、震災以降、色々な謂れのない誹謗中傷であったり、そういう中で大変さを抱えてしまう方に向き合ってきた経験など、世界で数少ない経験をしている福島県であるからこそ、例えばそういった被害者に対する誹謗中傷の対策であったり、その被害者の方の生活再建といった弱者に関わる施策ということで、世界や日本をリードしていくような取組をしていただけたらいいなと思う。そういう意識を変えていくようなことが大切かなと思うし、その観点では、7月18日に出ている警察庁からの提言等については非常に具体的な取組等も書かれているところあると思うので、こういうものを突破口に県に働きかけていくということも大切かなと思っている。

あと一つは、先ほどもどのように啓発していくのかという話があったが、若い世代は授業等で話すとすごく関心を持ってくれる。ゼミで被害者支援センターの方にお話をさせていただいたり、短大での授業でリーフレットなどを配ったりするとすごく興味を持ってくれるし、未成年の遺族の問題などについても自分なりに考えてくれる人たちもいるので、教育など色々なところで働きかけていくということは有意義かと思う。

できるだけ、若い世代にも教育の現場であったり、報道の現場であったり、身近なところで発信していくということを私自身も取り組んでいけたらと思っている。

(宮下委員)

昨年から会議に出席していて感じるのは、先ほどからお話するように性犯罪についての法律相談も非常に増えてきたということで、被害者支援センターの相談件数が非

常に増えているのも、とてもよく分かる。その一部が弁護士相談につながって、解決につながればいいなというところで仕事をしているところ。

昨年資料にもあったが、国が1年以内に支援を充実させようということで主に二つの動きがあり、一つは、犯罪被害者等給付金の基礎額の引上げ。

もう一つが、支援弁護士制度を創設ということで、総合法律支援法の改正が今年され、令和8年までには、弁護士制度ができることになっている。具体的な内容としては、現在、預貯金300万以下の方は、日本弁護士連合会の費用を使って、マスコミ対応や被害届の提出、刑事手続についての支援を受けられるという制度が、次は国の費用を使ってその制度が使える制度にしようという動きである。

財産犯等は除かれるので、主に性被害や傷害等になる予定だが、償還制ではなく、国の給付制にしてくれと日本弁護士連合会から働きかけているところ。被害者御遺族の方にとって負担がなくなるような制度を目指して、令和8年までにつくりたいと動いているところ。

この制度が出来れば、法律関係の支援は大分カバーされるのではないかという見込みで、弁護士会でも、きちんと対応できるようにしようということで準備を進めているところ。

それが法曹界からの国の動きだが、実際に感じるのは、やはり国だけでなく、地方での動きが大事だと思っており、例えばその弁護士制度が出来たときに、一番重要なのは連携だと思う。

当弁護士会の連携もかなり強化させてはいただいております、県警との連携も目指して動いているところではあるが、やはりきちんと窓口をつくって、そこからスピーディーにつなげていくというところで、市町村での条例制定は必須だろうと思っている。

先ほどから見舞金のお話が出ているけれども、昨年から見舞金制度ができた市町村が10市町村以上あるのは喜ばしいことだと思う。高橋委員も話していたとおり、今年中に、全市町村に制定をとというのはもっともなところだと思っている。

それに加えて、やはり見舞金制度があればいいんだというような認識ではなくて、やはり条例を市町村に全て制定するというところを目指さなければいけないと思う。

弁護士会としても、積極的に独自に働きかけたりしていかなければいけないなと思っているところなので、市町村に働きかける機会があれば、連携して取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところ。

(生島会長)

国が今、色々な制度が充実しているが、最終的には窓口は市町村になる。市町村にある福祉のシステム、教育のシステム、医療のシステムが機能するためには繰り返すことになるが条例が必要なのです。

(藤井委員)

2点ほどお話しさせていただきたいと思う。

1点目が少し大きな視点で、今月の新聞報道もあったとおり、条例執行済みの県内市町村数は半数以下で、本日の資料のとおり、条例のあるところと、支援制度だけ持っているところというような形で、県内でもばらばらだというのが、少し驚いたという実感としてある。私個人とても、やはり条例と支援制度はセットではないかと思う。やはり必要なものに対して考え方を理念としてあるべきだと思うので、そこは条例があって、それに必要な制度の部分として、見舞金制度があるというのは、必要なことではないかと思っている。

県南においては、横のつながりも一生懸命行っており、色々な場面で、お会いする機会もあるので、私からも、機会があればお声掛けして、条例と見舞金制度をセットでやってはいかかかという話は、間接的ではあるが、話してみたいと思っているところ。

もう1点は、当市において、令和4年4月に条例施行した以降、2年ほど経っており、条例と見舞金制度をつくったものの、ホームページ等を掲示しているだけで余り進みはない。パンフレット等を県でも作っているようだが、市でも、こういった紙媒体のものを届ける必要があるというのとあわせて、先ほどお話あったようにSNS関係を使って、目にする機会をまずつくりたいといけないのかと思う。

なかなか内容によっては相談しづらい案件もあるし、声を上げられないケースもあるかと思うが、制度があったとしても、制度があることを知らなかった、使われないということではいかなものかと思っている。こういった点についても、わかりやすいパンフレットを作るなどの取組をしていきたい。色々な場面で、自治体は身近な窓口であるから、支援の在り方はしっかりやっていかないといけないと思っている。

(野口委員)

主に、性犯罪被害のことを、現場と対応していくが、被害者支援センターへの非常に相談案件が増えたということだが、これは、コロナが収束してきて、みんなが活動し始めたということがあると思うし、ジャニーズのことで、こういうことで声を上げていいのだというようなことが出てきたと思う。

女性が被害を受けるということはとても多いが、男性も被害を受けているということは事実なので、そういうことが出てきたのだと思う。

男性被害の場合、緊急の対応というよりは、PTSDというか、長年の時間を経てもまた戻ってくるというところの相談が多いのではないかと思う。なので、そういった形での対応を考えていかないといけないと思う。精神科だけではなく、カウンセラーや専門的な知識を持った人たちが対応しないといけないのではないかと思っている。

それから、産婦人科領域では、なかなか協力病院をリクルート出来ないという状況があり、実際、被害を受けて警察に行っても、警察が診てもらえる病院を探せないということが起きているということを目にした。

そういう意味で、本当のワンストップにするためには、それをきちんと引き受けてくれる病院の中に、被害者支援もする、警察等と連絡をしながらになるが、弁護士相談、裁判対応もする、そういう核となる医療機関をつくらないことにはなかなかうまく動かないと思う。

福島県は広いので、1個つくったところでどうなるかという話もなくはないが、一つ核となるところがあれば、ああいった形でできるのではないかという発想も出てくると思う。何とか核となる病院をつくっていただくのが性犯罪の被害者支援では一番大事な事かと思っている。

それから、加害者対応というのはとても大事だと思う。それには教育しかないと思うが、一番大事な視点としては、人間関係や人権に基づいた性教育が大事で、我々は、ユネスコが提唱している包括的性教育を念頭に置いた性教育をしていくべきだろうという提案をしながら、現場でも性教育をしているけれども、教育委員会も入っているので、そういった視点を持っていただけるといいのかなと思う。

(生島会長)

今、お話あったように、メンタルなものが非常に重要になってくるので、メンタルサポートの専門家も、この会議に出席いただけたらいいかと思います。

また、警察庁長官官房の通知に、これからコーディネーターのほかに、支援調整会議のようなものをつくり、関係機関を集めてやるようにと書いてある。犯罪被害者等支援調整会議（仮称）と書いてあるが、こういったものが、当然、福島にできるべきだと思うし、必要性がある。これから県の予算要求の枠組みをされる時期だが、これを予算要求してもらわないと困るということ。

2点目に、コーディネーター。色々な関係専門機関にきちんとコーディネートできる、そういう力がある人、専門家が配置されるよう予算要求するという事。

福島は、大変残念なことに、大きな災害と原発事故があって、逆に言うと、全員が被害者ということで、「地域生活支援」としての被害者支援ということに関しては理解が進んでいることは間違いない。

この震災後10何年経って、どのようにして住民に安全・安心ということを体感できるシステム作りに、この会議の出席者が力を尽くすことを再確認して終了としたい。

以上